

調布市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）の骨子について

1 改正理由

調布市消防団の団員報酬等の改定による処遇改善を図るほか、任命要件や休団等を規定することで、調布市消防団員の安定的な確保につなげ、激甚化・頻発化する災害への的確な対応を図るため改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 現在の市内在住、在勤に加え、消防団員となることができる者に市内の学校に在学する者を加えます（第3条関係）。
- (2) 特定の消防団活動（火災出動など）のみに従事する「機能別団員」の職を新設します（第3条の2関係）。
- (3) 消防団活動の休止（職場や家庭環境の変化などに伴い団活動に参加することが困難な場合、原則1年を超えない範囲での活動の休止）について、新たに定めま（第7条の3関係）。
- (4) 手当を出動報酬に再編したうえで、次のとおり報酬月額を引き上げます（第15条関係）。

ア 報酬月額（年額）

職	改正前（月額）	改正前（年額）	改正後（月額）	改正後（年額）
団長	30,300円	363,600円	33,700円	404,400円
副団長	22,700円	272,400円	25,300円	303,600円
分団長	15,000円	180,000円	16,700円	200,400円
副分団長	11,100円	133,200円	12,300円	147,600円
部長	9,400円	112,800円	10,500円	126,000円
班長	8,700円	104,400円	9,700円	116,400円
団員	8,000円	96,000円	8,900円	106,800円
機能別団員	—	—	1,500円	18,000円

イ 出動報酬

	改正前（手当）	改正後
大規模災害	—	8,000円（1日につき）
災害	3,000円	3,000円（1回につき）
警戒	3,000円	3,000円（1日につき）
訓練	3,000円	3,000円（1日につき）
点検	3,000円	2,000円（1日につき）
機関員	3,000円（月額）	—

- (5) その他所要の改正を行います。

ア 定員を「304人」から「304人以内」に改めます（第4条関係）。

イ 団長及び副団長の任期を「4年（再任を妨げない）」から「2年（再任を妨げない）」に改めます（第5条関係）。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年4月1日

(2) 経過措置

団長及び副団長の任期並びに令和4年3月以前の月分として支給すべき報酬及び手当については、なお従前の例による。